

江戸時代における武家女性の生活

吉田 ゆり子

はじめに

本報告は、江戸時代における武家家族内の妻の地位を、広島藩に儒家として仕えた頼春水（名は弥太郎、1746年生～1816年没）と妻梅颯（名は静子、1760年生～1843年没）を素材として、考察しようとしたものである。

1980年代以降の近世女性史研究は、百姓や町人女性の地位が必ずしも低くないことを明らかにし、江戸時代＝「女性史の暗黒の時代」という評価を塗り替えるのに多くの成果を生み出してきた。たとえば、百姓や町人の離婚に必要とされる「三下り半」は、夫や夫の「家」による専権離婚の制度とはいえないこと、百姓身分では社会の秩序維持のためには女性戸主も出現していたことなどである。こうした事実は、百姓や町人が、家業を家族労働で担う小経営を基礎としており、家族の生計を支えるためには女性の労働も重要な位置を占めていたということを示唆していよう。

ところが、武家家族にあって生計を支えたのは男性である。夫は、主君から与えられた役職を勤めることで俸禄を受け取り、家族を養う。一方、妻は家庭を守り、嫡男を産み育てることが役割とされていたといわれる。そのため武家女性は、「表」の社会を担う男性に対して、「奥」の世界を担うもので、「表」の社会には現れない存在であった。それでは、武家女性はこうした「奥」の世界をどのように担っていたのか。こうした武家女性に求められた役割と武家家族の生活実態とを明らかにすることによって、江戸時代の「家」とこれを基礎に成立する社会構造を捉える論点を探る必要があると考える。

1. 頼春水と梅颯

周知のように頼春水と梅颯は、『日本外史』という歴史書を著し、詩人としても著名な頼山陽の父母である。春水は、安芸国（現在の広島県）竹原下市の紺屋惟清の長男として生まれた。1766（明和3）年に19歳で大坂に出て、北片北海の混沌詩社に入塾し、「寛政の三博士」といわれる尾藤二洲や柴野栗山らと親交をもつことになる。1773（安永2）年28歳で大坂に家塾青山社を開き朱子学を講じた。この時期、「頼」という姓を名乗るようになる。1779（安永8）年に34歳で、20歳の梅颯と結婚し、翌年12月27日に長男久太郎（後の山陽）が誕生する。

頼梅颯は、大坂の儒医者飯岡義斎の長女として生まれた。義斎は、はじめ朱子学を学び、その後石門心学を修めたものの、のちにこれを批判して、朱子学を教える塾を大坂に開いていた。義斎は、春水を「学あり、道あり、情ある人物」と見込んで、中井竹山の媒酌で、梅颯と結婚させたのである。

春水と梅颯は、結婚後も大坂に住んでいたが、久太郎の生まれた翌81年12月に春水が広島藩に三十人扶持の「儒者」として仕官することになり、広島城下に移り住むことになった。ところが、1783（天明3）年8月に、春水は若殿教育のために江戸詰めとなり、単身江戸に旅立っていった。以後、第1表のように春水は1803（享和3）年までの間に七回、平均一回当たり一年四カ月間の江戸詰めに命じられることになる。こうした別居生活は、江戸時代の大名や藩士に多く見られる生活形態である。しかし、梅颯ははじめそれを受け入れることができなかった。そして、梅颯は病気がちであること、城下に縁者

がないこと、梅颯の父義齋が老体で病気であること、という虚偽の理由を付けて藩の公許を得て、大坂の実家に久太郎と身を寄せた。春水の江戸詰め第二回目以降は、ようやく梅颯も城下で生活するようになる。

2. 梅颯の生活

春水と梅颯の間には、第1図のように三男一女が生まれたが、次男大二郎と三男士郎は夭逝している。したがって、1785年から1800年頃の梅颯の家族は、久太郎と妹のお十、その他家塾の塾生一～二人と若党（家来）一人、小者（下男）、下女各一人程度からなっていた。

梅颯の日常生活を垣間見ることができるのは、梅颯が日記を記していたからである。日記は、春水が第一回目の江戸詰めから帰った1785（天明5）年5月13日から起筆され、梅颯が八十四歳で亡くなる1843（天保14）年10月3日まで五十八年間にわたって書き続けられている。これと、春水が広島藩に出仕した1781（天明元）年12月16日から1815（文化12）年12月2日まで記していた日記と併せると、武家家族の生活の様相がかなり具体的になるのである。

さて、春水が江戸で、あるいは広島城に出勤している間に、梅颯が家庭で担っていた労働は、大きく三つに分類される。第一は、いわゆる「家事労働」＝食事・洗濯・掃除である。これは基本的に梅颯の担当ではなかったようである。日常的な食事の世話は下女が行い、時祭などの特別な行事の料理は梅颯が担っていた。洗濯は、通いの「洗濯女」を雇用していた。掃除は、春水を除く家族（使用人も含む）全員で担当した。それを示すのが、第2図と次の史料である（頼家文書）。

四九之日掃除之事
朔望佳日前

	塾生	露次門外迄
書院庭	若党	はき出し置
	久太郎	
松廬庭	権二郎	
	奥方	
土蔵まへ	お十	
居間之間	同上	
	久太郎	
三畳之庭	権二郎	
茶の間庭	茶の間ふき拭	
	下女	
台所庭		
納屋ノ前	小者	
玄関		
板敷ふき拭	若党	
長四畳 松庭	権二郎	
膳棚後	若党	
長持前	同上	

これは1804（文化元）年11月に完成した「嶺松廬」という屋敷の図面と、屋敷のどこをだれが担当して掃除をするかを取り決めた史料である。これは、春水が記したもので、毎月四と九の付く日と、朔（一日）・望（十五日）・佳日（節句など）の行事の前日に掃除を行うことになっていたことがわかる（史料中の権二郎とは春水の養子、第1図参照）。

次に、子供の養育である。ここでは、梅颯の担う局面が多い。まず、生まれた赤ん坊は原則として母乳で育てようとし、乳の出の悪いときにのみ乳母を雇っている。乳離れしたあとは、子守の下女を一人宛付けるが、教育面は梅颯が行っていた。久太郎は七歳から春水の弟で朱子学を学んでいた万四郎に学問の手ほどきを受けるようになり（第1図参照）、九歳で藩の学問所に入所した。ところが、山陽の回顧談に「比十歳先君伴読東邸連歳、母氏燈火鍼蕭就餘光授余論孟句讀、余懈温習唯好觀所謂繪本而已」（『山陽先生書後』）とあるように、若殿の勉学教授のために春水が江戸に連年下っていた頃、梅颯は夜縫物をしながら、当時十歳の久太郎に論語や孟子の句読を授けたにもかかわらず、久太郎は熱心には勉強せず、ただ絵本を好んでいた、とされている。このように、梅颯は家庭でも朱子学のテキスト素読を久太郎に口伝していたのである。また、女子であるお十は学問所に入所できないので、手習いや「小学」など初級の朱子学を教えるのは、梅颯の役割であった。さらにお十には、女性としての「仕事」である機織りや縫物も教授した。

最後に、梅颯が担っていた労働で、最も頻繁に記録されているのは、機織りと縫物であった。史料用語として「仕事」と記されているのは、これに限られる。このことは、家族のための衣類などの生産が、家業の経営に従事しない武家女性には最も重要な家内労働と認識されていたことを意味するものと考えられる。たとえば、1806（文化3）年の春と秋の「仕事」を表に示したのが、第2・3表である。ここに見られるように、下女を含む家族の衣類や布団など、糸から紡いで仕立てに至る工程を梅颯が行っていたのである。

3. 家族内における春水と梅颯との関係

前節では、春水が出勤して家庭にいない場面で、梅颯が具体的にどのような労働を担っていたかを述べてきた。それでは、こうした家庭内での梅颯の労働が、春水との関係でいかに位置づけられるものであったのかを検討していきたい。その際、春水が江戸に出府するに当たって、梅颯に書き残した二通の「申置き」を分析し、そこに著された春水の意図を読み取るという方法をとることにする。なぜなら、それらの「申置き」は、春水が家庭内をどのように取り締まろうとしていたかという内容を書き置いていったという性格を持つものと理解されるからである。

[A] は春水が第三回目に江戸に出府する前日の1788（天明8）年9月14日に春水が梅颯に書き置いたもの、[B] は第四回目の江戸出府の前々日1790（寛政2）年9月13日にやはり春水によって書かれたものである（頼家文書、○番号は筆者による）。

[A]

申置候事

① 両神位

毎朝久児拝礼の事 朔望佳節は格別の事

② 久児保護の事

- ③ 小學復読の事
- ④ 詩文帖寫字の事くれへも
- ⑤ 朝暮家内土蔵開閉念入火用心肝要の事
- ⑥ 近所其外共出入の者に、相馴々敷無之様に可致候事
- ⑦ 久兒守り忠孝の二文字、并外祖父様御染筆もの、大節に可仕候事
- ⑧ 烟草禁候事
- ⑨ 衣類其外にても母子新製物好の事、書状被申越候事、相談の事
- ⑩ 大阪辺仕向方等も候は、是又いか様共相談の上にて取計可申候へば可申越候事
右の外臨時にいか様共僉忽無之雜にと存候、以上

九月十四日

弥太郎

お静どの

[頼成一氏筆写史料より]

[B]

覚

- ① 一御神前之事、佳日式日前夕より用意之事
- ② 一内外之へり土蔵開閉之事
- ③ 一毎日献立心懸第一之事、奥向聞合之事
毎日一時五斗汁用候事
佳日式日膳部格別之事
- ④ 一米受渡し算用之事
- ⑤ 一小遣銀毎月二日ニ勘定仕立候事、受渡ハ是迄之通
- ⑥ 一買物ハ度々通ニ書付させ候事
尚銀払受取書付念入候事
- ⑦ 一諸道具近所江猥かしかり致間敷事
- ⑧ 一下宿之儀前日より申出候事
- ⑨ 一家内見廻り之事
- ⑩ 一諸事是迄之趣別而行儀ヲ正しく致可申候
逐一ニハ不申置候、諸事万四郎江相尋可申事
同人よりハ奥江示談申付候事
- ⑪ 一久太郎文武稽古筋の儀ハ、定式次第有之候通ニ取扱、大節ニ相心得可申候事
- ⑫ 一御借米之内者別而儉約ヲ専ニ仕候事
- ⑬ 一存寄有之儀ハ、いか様之儀たり共江戸へ可申越事
右之趣臨時之取計も可有之候へ共堅相心得可申事ニ候

九月十三日

この [A] [B] に記された、日常生活の微細にわたる事項も、春水が在宅していれば日々梅颯に対して直接注意を喚起していた事柄なのである。それは、春水が梅颯の行動を監視していたからではなく、「家」の維持・繁栄のために「主人」として担う役割であったためなのである。そうした「家」の維持・

繁栄のための注意書という観点から、これらの事項を整理してみると、次のようになる。

(1) 祖先崇拜	[A] ①・[B] ①	神位拝礼
(2) 「家業」の維持・永続	[A] ②③④⑦	久太郎の養育・教育
	[A] ⑤・[B] ②	土蔵の開閉・家屋の保持
(3) 「家名」の保全	[A] ⑥	近所付き合い
	[B] ⑩	「行儀」正しく
(4) 「家産」の維持	[A] ⑨	「物好」の制限
	[B] ④⑤⑥⑦⑫	家計・道具の管理・儉約
(5) 使用人の管理	[B] ⑧⑨	宿下がり、奉公状況の監督
(6) 家族の健康管理	[A] ⑧	煙草の禁止
	[B] ③	食事の管理

大藤修氏は、「家」とは、家業・家名・家産をもち、祖先崇拜を精神的支柱として世代を越えて永続していくことを志向する「家」という機構であると述べているが（『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館、1996年）、右に示された事項は「家」の維持のために春水が記したものと理解できる。すなわち、精神的支柱である祖先＝神位を崇拜し（1）、「儒者」としての家業を維持するために、土蔵にある書籍を保存し、跡継ぎの久太郎に儒学を身につけさせる（2）、そして「頼家」という家名を傷つけないように品行方正な倫理的な生活態度を求め（3）、家産を保持するためには贅沢を禁止する（4）、そして家族という「家」構成集団を維持するために使用人を管理し、併せて健康管理を怠らない（5）（6）のである。このように、一見すると細々とした注意事項も、「主人」として「家」を維持し、永続させようとする春水の意志の発現といえるのである。

おわりに

以上検討してきた頼春水と梅颯の関係から明らかになることは、社会を構成する単位が「家」という機構にある近世社会においては、「表」の社会を担う男性も「家」の維持・永続のために「主人」としての役割を担う必要があったということである。そして、「奥」を担う女性も、単に「表」に生きる男性に「再生産」の場である家庭を守るためだけでなく、「家」を維持・永続させるために、「主人」とともに役割を担っていたのである。その役割とは、きわめて日常的、現実的、かつ実践的な労働に従事することであった。江戸時代の武家社会では、男性（夫）も女性（妻）も「家」に包摂され、それぞれの役割を分担しつつ、全体としては家父長である男性（「主人」＝戸主）による女性（「家人」）支配が行われていたと考えられるのである。

【参考文献】

大口勇次郎『女性のいる近世』勁草書房、1995年

皆川美恵子『頼静子の主婦生活』雲母書房、1997年

頼惟勤「一藩儒の家計」『千葉経済論叢』三号、1990年

吉田（鈴木）ゆり子「儒家女性の生活」『日本の近世』一五巻、中央公論社、1993年

第1表 頼春水の江戸詰期間

1781 (天明元)	12.17~	広島藩出仕
1783 (同 3)	8.8~1785 (同 5)	5.12
1785 (同 5)	8.8~1788 (同 8)	5.13
1788 (同 8)	9.15~1790 (寛政2)	5.12
1790 (寛政2)	9.15~1791 (同 3)	11.13
1792 (同 4)	8.8~1793 (同 5)	10.14
1800 (同 12)	3.8~1801 (享和元)	5.16
1802 (享和2)	8.27~1803 (同 3)	5.16

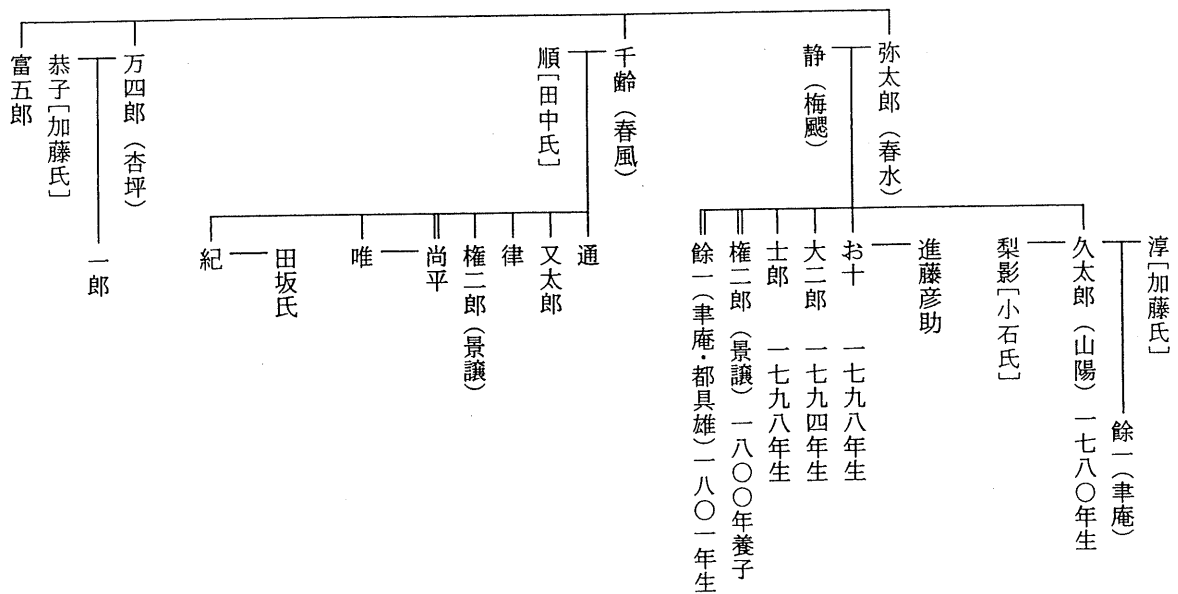
[出典] 吉田 (鈴木) ゆり子「儒家女性の生活」

第2表 文化3(1806)年 春の仕事

権二郎単物	糸島一反	丑年 (1805) まきおく分 内五尋横麻織、残木綿
梅颯綿入	横物糸島一反	
布団裏	白木綿八尋	
お十単物	島一反	
尾藤の頼まれ物	紬八尋	
都具雄単物	島四尋	
旦那単物	二くつし一反	
旦那羽織・都具雄単物	十一尋余	

「梅颯日記」(頼家文書)より作成

第1図 頼家系図

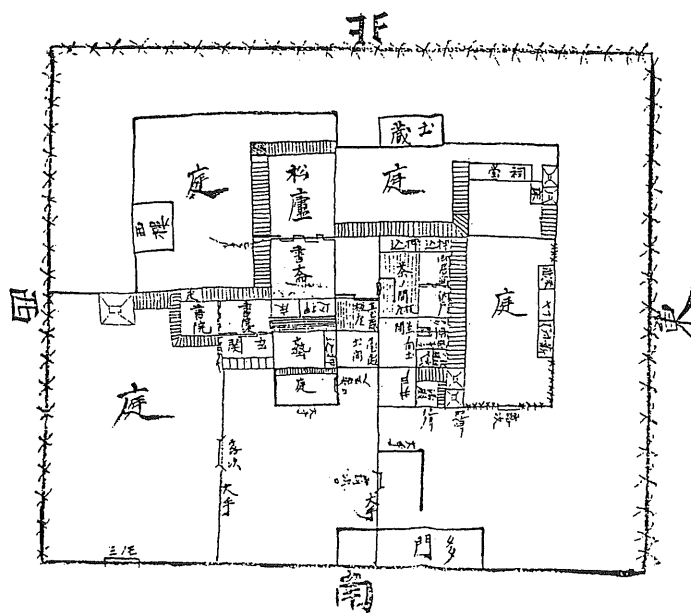


「出典」吉田(鈴木)ゆり子「儒家女性の生活」を基に改訂した。

第3表 文化3(1806) 秋の仕事

梅颯帯	三尋	山繭、横
千代(下女)前垂用	かすり五尋	内三はばの分
もと(下女)前垂用	同	内二はばの分
梅颯	同	内十分
お十綿入	くず島	蚕糸、島糸入せんよ糸
くめ(出入女)頼まれ物	糸島一反	手間かへ(手間賃と相殺)
都具雄羽織	白十尋	内五尋蚕糸、縦静糸(梅颯がとった糸)
お十普段着	木綿島一反	糸より合引
久太郎表・権二郎羽織	白二反	縦静糸、半分蚕糸、少足しにかもじそ織る
お十八かけ	白十尋	もと糸横少し足し、もと着物すそつぎ共残り
久太郎着用	糸島	縦静糸、横千代糸・蚕糸
権二郎着用	袴島五尋	もと糸
都具雄普段着	木綿島四尋半	縦静糸、横くめ糸
布団裏用	白木綿八尋二反	静残り・千代・もと横より合糸
布団表用	島五尋	縦静糸、横絹糸くず

「梅颯日記」(頼家文書)より作成



[出典] 皆川美恵子『頼静子の主婦生活』

第2図 嶺松廬の図